

輸入許可申請書記載例（清浄国）

輸 入 許 可 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

農 林 水 産 大 臣 殿

申請者住所氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の住所氏名）

神奈川県横浜市磯子区原町 1 1 - 1

農林水産省動物検疫所

動検 太郎 印

下記のとおり水産動物の輸入の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

種	類	きんぎょ	
数	量	〇〇匹	
原	産	地	シンガポール
輸入の時期（到着予定年月日）			平成〇〇年〇〇月〇〇日
輸 入 の 場 所			成田空港
荷 受 人 住 所 氏 名			×××, (養殖場又は会社等の名称) ×××, Singapore
荷 送 人 住 所 氏 名			〒 235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町 1 1 - 1 農林水産省動物検疫所 動検太郎
搭載予定地及び搭載予定年月日			シンガポール 平成〇〇年〇〇月〇〇日
搭載予定船舶（航空機）名			〇〇（航空便名）
仕 向 地			千葉県成田市三里塚大字天浪字西原 254-1 農林水産省動物検疫所成田支所天浪検疫場 （輸入後水産動物が飼育される場所）
その他参考となるべき事項			1 上記数量は、申請日時点における輸入予定数量です。輸入許可申請数量については、「水産動物の到着確認書」にて到着後速やかに届け出ます。 2 〇〇〇〇（通関業者等）に委託します。 （輸入通関手続きを通関代理店等に依頼する場合に記載） 3 現物検査にて、対象疾病の典型的な臨床症状又は概ね全体輸入量の 5 割以上の死亡が確認された場合、上記貨物を返送又は廃棄することを了承する。（管理飼育を行わない場合） （又は） 現物検査にて、対象疾病の典型的な臨床症状又は概ね全体輸入量の 5 割以上の死亡が確認された場合、上記貨物について管理施設としての確認を受けている以下の場所で管理飼育を実施する。 〇〇〇養魚場 〇〇県〇〇市〇〇・・・ （〇〇動検第〇〇〇号で確認済み）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。